

盛岡市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 20 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 26 年 12 月 3 日付け 26 盛監第 86 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 財政部に係る指摘事項                     |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

26 盛資第 241 号  
平成 27 年 2 月 16 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 12 月 3 日付け 26 盛監第 86 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 財政部資産税課）

固定資産税の減免に当たり、条例に定める要件に該当していない事例が見られたので、適正かつ公正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

盛岡市市税条例第 63 条の規定の要件に該当しない減免措置を取り消し、平成 27 年 2 月 2 日付けで過年度に遡及し課税した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

減免規定の確認不足から減免要件を拡大適用したことが原因である。

今後は、関係課で連携を密にし、情報の確認を定期的に行うとともに、改めて管理職から事務担当者まで減免規定を確認し、厳正に減免処理を行う。